

「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」に係る
パブリックコメントの実施を不要とする理由

令和 8 年 9 月 30 日

厚 生 労 働 省

健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）の一部の施行のため、その施行期日を定める政令の制定が必要となっているところです（同法附則第 1 条第 4 号）。

パブリックコメントについては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 2 項第 1 号に該当することから、実施いたしませんでした。

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（適用除外）

第三条 （略）

2 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 法律の施行期日について定める政令

二～六 （略）

3 （略）